平成２６年（フ）第２０８号
千葉県市原市五所1972番地１　ザ・ガーデンアイル618号
債務者　小松　幸枝
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２７８号
千葉市若葉区東寺山町440番地１　ロータリーパレス千葉パークサイドヒルズ507号
債務者　臼井　笑子
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２９４号
千葉県八千代市八千代台北１丁目７番地の４
債務者　田邉　明彦
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３００号
千葉県市川市須和田１丁目８番16号　第２三橋荘204号
債務者　新島　孝伸
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３０８号
千葉市中央区星久喜町942番地15　スターヒルズ206号
債務者　吉田　和幸
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３８号
静岡県駿東郡清水町徳倉889番地の１、前住所静岡県田方郡函南町仁田193番地の１　大塚マンションＡ105
債務者　六車　弓子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
京都市山科区西野様子見町２番地１　市営山科団地３―614、申立時の住所京都市山科区小山谷田町43番地　ハピネスマイ203
債務者　上野さよ子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
京都市伏見区深草飯食町822番地11
債務者　寒河江孝志
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３５２号
京都市伏見区醍醐中山町21番地２　アメニティ醍醐202、前住所京都府舞鶴市朝来西町５番地７―６棟24号
債務者　礪波伸一郎（旧姓有本）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３６０号
京都市左京区吉田泉殿町62番地　京都文化会館６号
債務者　大西　　明
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３９７号
京都市右京区嵯峨甲塚町12番地36
債務者　福田こと　志賀ゆかり
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３９８号
京都市南区吉祥院内河原町３番地２　サクシード吉祥院100号
債務者　金山美都子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４０８号
京都府京田辺市薪岸ノ下17番地　北尾荘１号
債務者　星野　健一
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４４３号
京都府京田辺市草内一ノ坪26番地１　ムーミンハウスⅡ号館202号
債務者　池垣　將美
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４６０号
京都府宇治市伊勢田町大谷15番地の１　パデシオン宇治伊勢田Ⅱ番館716号
債務者　岡本　典子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４６１号
京都市山科区西野山階町20番地
債務者　木田　秀人
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係